工事下請負契約約款

（ジェイアール東海建設株式会社）

（総　則）

第１条　元請負人ジェイアール東海建設株式会社（以下「甲」という。）と、下請負人（以下「乙」という。）とは、元請工事を完成するため、注文書記載の工事（以下「個別工事」という。）に関し、注文書、注文請書に定めるものの（以下、この工事下請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）に従い各々対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

（適用範囲）

第２条　甲が注文し、乙が施工する個別工事の契約（以下「個別契約」という。）について、注文書、注文請書及び設計図書に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

（下請負契約の成立）

第３条　個別契約は、甲が乙の見積書を審査の上、注文書を発行し、乙がこれを引受けて甲に注文請書を提出したときに成立する。

（工程表）

第４条　乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく工事計画書及び工程表及び第９条も踏まえた作業手順書を作成し、個別契約成立後速やかに甲に提出する。

（関連工事との調整）

第５条　甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、乙はその指示に従う。

２．乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

（法令等遵守の義務）

第６条　甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他施工、労働者の使用、資機材等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

２．甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。

（秘密の保持）

第７条　乙は、個別工事については発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、個別契約成立後はもとより個別工事の完成後であっても他に漏らすことはしない。乙は、その被用者（作業員を含む。以下同じ。）及び乙の下請負人又はその使用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

（特許権等）

第８条　乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するもので、乙がその存在を知らなかったものについてはこの限りでない。

２．乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は甲と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させない。

（安全・衛生の確保など）

第９条　乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の事故災害の防止に万全を期する。又作業場では保護帽及び必要により身用具を着用するものとする。

２．乙は、事故災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

３．乙は、その被用者又は乙の下請負人（二次下請、三次下請・・以下同様）の被用者に対する業務上の災害補償について、労働基準法第87条第２項に定める使用者として補償引受の責を負う。なお、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取り扱いについては、注文書、注文請書において次のいずれにするかを定めるものとする。

(1) 甲が加入する労災保険による。ただし、乙若しくはその被用者又は乙の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第８条第２項の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする許可を受けた場合は、乙が加入する労災保険による。

４．乙は、甲の労災互助会制度に加入し、当該工事の注文金額に対し規定の率により拠出金を拠出する。

（事業内容の報告）

第10条　乙は、甲の請求があるときは甲にその事業経営の内容などについて報告をしなければならない。

（意見の聴取）

第11条　甲は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当って、あらかじめ乙の意見を聴取する。

（書面主義）

第12条　この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面又は甲が指定した電子書面（以下、「書面等」という。）により行う。

（権利義務の譲渡）

第13条　甲又は乙は、この契約及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面等による承諾を得た場合は、この限りでない。

２．甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面等による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第14条　乙は、一括して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面等による承諾を得た場合は、この限りでない。

（関係事項の通知）

第15条　乙は、甲に対し次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面等をもって通知する。

(1) 建設業の許可業種及び番号

(2) 雇用管理責任者

(3) 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

(4) 金銭の請求、受領などに諸届に使用する印鑑届

２．乙は甲に対して個別工事に関し次の各号に掲げる事項を注文請書提出後遅滞なく書面等をもって通知する。

(1) 現場代理人を置くときはその氏名及び主任技術者の氏名

(2) 安全管理者の氏名

(3) その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者などの氏名

(4) その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項

３．乙は甲に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面等をもってその旨を通知する。

（再下請負人の関係事項の通知）

第16条　乙が個別工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面等をもって通知する。

(1) 受任者又は請負人の氏名及び住所（法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地）

(2) 建設業の許可業種及び番号

(3) 現場代理人を置くときはその氏名及び主任技術者の氏名

(4) 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名

(5) その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者などの氏名

(6) 工事の種類及び内容

(7) 工期

(8) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

(9) その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項

２．乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面等をもってその旨を通知する。

（作業所長又は作業所主任もしくは工事担当者）

第17条　甲は、自己に代って工事現場を総括し、乙を指揮監督すると共に関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長又は作業所主任、若しくは工事担当者（以下「作業所長」という。）を置くときは、その氏名を乙に通知する。

２．乙がこの約款に基づく指示、検査、立会、承認などを求めたときは、作業所長は速やかにこれに応ずる。

３．作業所長は、この約款に基づく検査、立会などのため、現場監督員を置くときは、その氏名及び権限を乙に通知する。

（現場代理人及び主任技術者）

第18条　現場代理人は、乙に代って工事現場いっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

２．主任技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。

３．現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第19条　甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

２．乙は、前項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に理由を付して通知する。

（工事材料及び工事用機器他）

第20条　乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事用機器について適当でないと認めたときは、乙に対して、その交換を求める。

２．乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。

３．第１項による不合格工事材料又は適当でないと認めた工事用機器は、作業所長の指図によって、乙がこの負担によりこれを引き取る。

４．工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指示による。

５．乙は、工事現場に搬入した工事用機器の日常及び定期の点検整備を行い、その記録を甲に提出する。

６．乙の施工上発生した発生材料及び残材料は速やかに作業所外へ搬出する。

（立会）

第21条　乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることのできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求める。

（支給材料及び貸与品）

第22条　甲の支給材料又は貸与品は、必要に応じ乙の立会の上あらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

２．支給材料又は貸与品の受渡時期は工程表によるものとし、その受渡場所は原則として甲の倉庫とする。

３．乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、乙の故意や過失によって、それらが滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に原状に復するか、代品を納めるか、又はその損害を賠償する。

４．乙は、支給材料（有償支給材料を除く）が不用となったときは又は貸与品が使用済みとなったときは、速やかにこれを甲の指定する場所に返却する。

（設計図書不適合の場合の是正義務）

第23条　乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長が設計図書に適合した是正を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示によると甲の責に帰すべき理由によるときは、是正に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

（条件変更等）

第24条　乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。

(1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

(2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。

(3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工が実際と相違すること。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

２．作業所長は、前項の確認を求められたときまたは自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。

３．第１項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

（著しく短い工期）

第24条の２　甲及びとは、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

２．甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

第24条の３　甲は、地盤の沈下その他の、乙は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、相手方に対して、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

２．前項の規定による通知をした乙は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、甲に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更についての協議を申し出ることができる。この協議の申し出を受けた甲は、当該申し出が、根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に応じるよう努めなければならない。

（工事の変更、中止等）

第25条　甲はこれ対し、必要があると認めるときは、書面等をもって、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

（乙の請求による工期の延長）

第26条　乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面等をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

２．前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

（甲の請求による工期の変更等）

第27条　甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面等をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

２．この約款の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

３．前２項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第28条　工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

２．甲と発注者との間の請負契約において、当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動の発生にして請負代金額が変更されたときは、甲又はとは、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

（臨機の措置）

第29条　甲又はとが、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲乙協力して臨機の措置をとる。

２．乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲乙協議のうえその負担額を定める。

（一般の損害）

第30条　第33条による完成検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第30条の２　乙が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、甲に対し業務不履行として、故意又は過失にかかわらず金 50 万円又は甲が被った損害のいずれか多い方の金額を支払わなければならない。また、当事者（個人）は以降甲の工事に従事させないものとし、乙との新規契約に関しては改善が認められるまでは締結しないものとする。

(1) 新幹線さく内に無断で立入る事象を発生させたとき

(2) 鉄道関連工事を行うのに必要と規定された資格を不正に取得した者を、当該工事に従事させたとき

第30条の３　乙が故意又は重大な過失により鉄道車両等との触車・待避不良を発生させたときは、甲に対し、金 50 万円又は甲が被った損害のいずれか多い方の金額を請求する。また、当事者（個人）は以降甲の工事に従事させないものとし、乙との新規契約に関しては改善が認められるまでは締結しないものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第31条　施工について第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものと及び施工に伴い通常避けることのできない事象により生じたものについては、この限りでない。

２．前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

（天災その他不可抗力による損害）

第32条　天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料及び建設機械器具に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく損害は、乙がこれを負担し、それ以外の場合における負担額については取片づけに要する費用とともに、甲乙協議して定める。

（完成検査）

第33条　乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

２．前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。

（完成前使用）

第34条　甲は、工事の完成前においてもこの工事目的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

２．前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

（請負代金の支払方法及び時期）

第35条　個別工事の請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

２．甲又はとは、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期又は支払方法の変更を求めることができる。

３．前項の場合において、甲又はとは、相手方の蒙った損害の負担について協議して定める。

（前払金）

第36条　甲が特に必要と認める場合には前渡金を支払うことがある。この場合、甲はとに対し、公正証書、又は銀行保証もしくは担保提供をもとめる。

２．乙は、前項の前渡金を、甲が発注した個別工事の為に必要な費用以外には、一切使用してはならない。

（部分払）

第37条　乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分、工事現場搬入材料で、作業所長が認定した範囲内の請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

２．甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

３．前払金の支払を受けている場合において、第１項の請求額は次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第１項の請負代金相当額} \times \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{\text{請負代金額}}$$

４．第２項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

（完成時の支払）

第38条　乙は、個別工事が第33条の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡しを要する個別工事にあっては引渡しの時とする。

２．甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

（賃金などの立替払その他）

第39条　乙は甲に対し、乙が第三者に対し負担する労務費、資材購入代金その他工事についての必要な費用につき立替払を依頼し、甲がこれを承認した場合（乙の現場代理人において立替払を依頼し、もしくは立替払差引承認した場合を含む）においては、甲がこに対して支払うべき工事の出来高支払残額の範囲内において、甲が立替えて支払いをする。

２．甲がこに対し有する有償支給資材その他用役の代金、立替金その他一切の債権については、甲はこが甲に対して有する工事代金その他一切の債権と各債権の弁済期の前後及び弁済期の到来の有無を問わず対当額で相殺することができる。

（乙の甲に対する権）

第40条　次の各号の一にあたるときは、乙はとは工事を中止することができる。

(1) 甲がこに対する債務の支払を正当な理由なく遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき。

(2) 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないことが認められ、甲がこれを承認したとき。

２．甲は、前項の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持又は作業員、工事用機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

（契約不適合責任）

第41条　甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しにふる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

２．第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３．前２項により、履行の追完がなされたか否かに拘わらず、甲に損害が発生した場合は、甲による損害の賠償請求を妨げない。

（契約不適合責任期間）

第41条の２　甲は、引き渡された工事目的物（部分引渡しを含む）に関し、引き渡しを受けた日から２年以内（設備の機器本体等は１年以内）でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その契約不適合がこの故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関するこの責任については、民法の定めるところによる。

２．前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３．甲が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨をとに通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４．住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第１項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条第１項及び第２項に定める部分の契約不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、引渡しの日から１０年間とする。

５．第１項の規定は、工事目的の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指定などにより生じたものであるときは、これを適用しない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第42条　乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

２．前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、第３条の下請負契約の成立した日の「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第８条に定める割合で計算した額とする。

３．甲の責に帰すべき理由により、第36条（前払金）、第37条（部分払）、第38条（完成時の支払）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、乙が特定建設業者又は資本金額が４,０００万円以上の法人であるときは第３条の下請負契約の成立した日の「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第８条に定める割合と、特定建設業者でなく資本金額が４,０００万円未満の法人又は個人であるときは第３条の下請負契約の成立した日の「建設業法施行規則」第14条に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第43条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)（2）（3）については、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき解除できるものとし、（4）以下については、催告をすることなく解除できるものとする。

(1) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき

(2) 正当な理由なく、第41条第１項の履行の追完がなされないとき

(3) 工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき

(4) 施工技術、労務管理、安全管理などが拙劣、不良で甲に重大な迷惑をおよぼしたとき、又はおよぼすおそれがあると認められるとき

(5) 支払停止、又は破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始、会社整理もしくは特別清算開始などの法的整理手続の申立てをし、又は受けたとき、その他資産信用又は事業に重大な変更を生じる等この契約の履行が困難であると認められるとき

(6) 建設業の許可が効力を失いあるいは取消され、もしくは営業の全部又は一部の停止処分を受けたとき

(7) 第13条第１項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき

(8) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき

(9) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、この不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成できないものであるとき

(10) この契約に違反し、その違反により個別契約の目的を達することができないと認められるとき

(11) 第46条第１項の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき

２．甲は、前項の規定により個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。

３．甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を乙に支払う。

４．前項の場合において、前渡金があったときは、その前渡金の額（第37条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払に対応して償却した前渡金の額を控除した額）を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前渡金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前渡金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

５．甲は、第１項の規定により個別契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により甲に生じた損害の賠償を求めることができる。

第44条　甲は、工事が完成しない間は、前条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、個別契約を解除することができる。

２．前条第２項から第４項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第４項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

３．甲は、第１項の規定により個別契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

（反社会的行為及び勢力の排除）

第45条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はこの下請負者等（二次下請、三次下請・・以下同様）並びに乙又はこの下請負者等の代表者、責任者、使用人、若しくは実質的に経営権を有する者（以下これら団体、個人の全部を総称して「乙ら」という）が、自ら又は第三者を利用して、甲の名誉・信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為を行ったとき、又は甲に対し、業務妨害、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞など（以下「業務妨害等」という）の行為を行ったとき、若しくは業務妨害等をするおそれのある場合。

(2) 乙らが、暴力団、暴力団員、暴力関係企業・団体はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団及び暴力団員等」という）であることが判明したとき、又は乙らが暴力団及び暴力団員等であったことが認められるとき。

(3) 乙らが、暴力団及び暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙らが、暴力団及び暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団及び暴力団員等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

２．前項の契約解除に伴う違約金については、乙は、甲に対し、請求しないものとする。

３．乙らは、暴力団及び暴力団員等による不当要求行為又は工事妨害等（以下「不当介入」という）を受けた場合には断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに請負契約の相手方にこれを報告し、捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

４．乙は、乙らが第１項（２）から（４）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。

５．甲及びZは、前項による誓約が本契約における重要な要素であることを相互に確認する。

６．甲が第１項に基づき個別契約を解除したことにより乙らに損害が生じたとしても、甲は乙らに対し、これによる一切の損害賠償義務を負わない。

（乙の解除権）

第46条　乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、相当の期間を定めて催告したうえ、個別契約を解除することができる。

(1) 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。

(2) 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。

２．第43条（甲の解除権）第２項から第４項までの規定は、前項の規定により個別契約が解除された場合に準用する。ただし、第43条第４項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

３．乙は、第１項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

（解除に伴う措置）

第47条　個別契約を解除したときは、甲乙協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。

２．前項の処置が遅れていると、催告しても、正当な理由なくお打ちわれないときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

（紛争の解決）

第48条　この約款の各条項において甲乙協議して定めるものについて協議が整えない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又はとは、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による甲の本社所在地を管轄する建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

第49条　甲及びZは、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、甲あての審査会の仲裁に付することができる。

第50条　甲乙間の紛争につき、仲裁甲し立ての合意に至らない場合は、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所として合意する。

（物品納入指定条項）

第51条　乙が納入した物品が甲の検査に合格しない場合は、乙はこの費用で運搬なく取替等を行ったうえ、甲の検査を受けなければならない。

２．乙は、納入検査合格後といえども、契約不適合が発見された場合は、その取替、補修等、契約不適合による損害の一切を負担しなければならない。

３．乙の責に帰すべき理由による納入遅延（前項の取替も含む）その他債務の不履行があったときは、甲はこに対し損害賠償の請求、及び契約の解除をすることができる。

４．物品の納入に際し、乙の責により工事目的物、工事用機材又は第三者に損害を及ぼした場合は、その解決と損害の負担は乙自らが行うものとする。ただし、乙が海抜と損害の負担を行わないと甲が判断した場合、甲がこに代わることができる。この場合に要した費用はすべて乙の負担とする。

５．甲がこに対し立替金、賠償金等の債権を有する場合、甲は当該債権の弁済期限に関わらずこに対する支払代金と相殺することができる。支払代金と相殺してもなお甲の債権が残る場合、乙はその残金を甲が指定する日までに甲に支払わなければならない。指定する日よりも支払が遅延した場合は個別契約が成立した日の「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第８条に定める割合の遅延利息を付して支払わなければならない。

６．発注数量に多少の増減があった場合でも単価更正等は行わない。

７．その他物品の納入に関し疑義が生じた場合は甲乙協議により円満に解決を図ることとする。

（補　則）

第52条　個別契約ならびにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定める。

（附　則）

この約款は、乙が甲の個別工事の注文を請け負うことを表示したときより実施する。

（令和７年１０月１日改正）